

## 香取広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者 選定審査会要綱

昭和47年10月19日

制定

改正 昭和58年9月26日

昭和61年1月30日

平成5年1月1日

平成18年3月27日訓令第1号

平成21年4月1日訓令第7号

平成24年8月1日訓令第5号

平成26年10月6日訓令第2号

### (目的)

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合が発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札の実施に当たり、指名する業者の審査及び選定等について必要な事項を定め、もって契約事務の適正な執行の確保を図ることを目的とする。

### (審査会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、香取広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (契約担当者等の義務)

第3条 建設工事等に関する契約にかかわる指名競争入札は、あらかじめ当該業者について審査会の選定を受けなければならない。ただし、1件の建設工事等の設計金額が500万円以内のものについては、委員長との協議によりこれを選定することができるものとする。

2 事務局長は、前項に規定する選定を受けようとするときは、別記第1号様式による指名業者選定調書を委員長に提出しなければならない。

### (審査会の事務)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 一般競争入札における入札参加資格要件の審査及び入札参加資格の確認等

(2) 指名競争入札における指名業者の審査及び選定

- 2 審査会は、一般競争入札に係る入札参加資格の確認等を行ったときは、別記第2号様式による一般競争入札参加資格確認書を管理者に送付する。
- 3 審査会は、指名競争入札に係る業者の審査及び選定を行ったときは、別記第1号様式による指名業者選定書を事務局長に送付する。

(組織)

第5条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、次の者をもってこれに充てるものとする。

(1) 構成市町の財政担当課長

(2) 事務局長

- 2 前項の委員に事故があるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

(委員長)

第7条 委員長は、香取市の財政担当課長の職にある者をもって、これに充てるものとする。

- 2 委員長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員(第6条第2項の規定により委員の職務を代理する者を含む。)の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもってこれに充てるものとする。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(秘密の保持)

第9条 審査会の会務の内容については、部外者にもれないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務を処理する機関は、本組合事務局とする。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、審査会について必要な事項は委員長が定める。

附 則（昭和58年 9 月 26 日）

この要綱は、昭和58年 9 月 26 日から施行する。

附 則（昭和61年 1 月 30 日）

この要綱は、昭和61年 1 月 30 日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 月 1 日）

この要綱は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 27 日訓令第 1 号）

この要綱は、平成18年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成21年 4 月 1 日訓令第 7 号）

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 8 月 1 日訓令第 5 号）

この要綱は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月 6 日訓令第 2 号）

この要綱は、平成26年10月 6 日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条第2項、第4条第3項関係）

<p style="text-align: center;">指 名 業 者 選 定 調 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>香取広域市町村圏事務組合建設 工事等指名業者選定審査会委員長 様</p> <p style="text-align: right;">事務局長 ㊟</p> <p>香取広域市町村圏事務組合建設工事等 指名業者選定審査会要綱第3条第1項の 規定により下記工事等の指名業者の選定を 願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工 事 等 名 2 工事等施行場所 3 設 計 金 額 4 工 事 等 日 数 5 予 算 残 額</p> <p>香取広域市町村圏事務組合建設工事等 指名業者選定審査会要綱第3条第2項の 規定により指名候補業者を下記のとおり 提示する。</p> <p style="text-align: right;">事務局長 ㊟</p>	<p style="text-align: center;">指 名 業 者 選 定 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>事 務 局 長 様</p> <p>香取広域市町村圏事務組合建設 工事等指名業者選定審査会委員長 ㊟</p> <p>左記により選定願のあった工事等指名業者を 下記のとおり選定したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
--	---

指 名 候 補 業 者				指 名 選 定 業 者		
業 者 名	所 在 地	工 種	備 考	業 者 名	所 在 地	備 考

第2号様式（第4条第2項関係）

香取広域市町村圏事務組合  
 管理者 様

香取広域市町村圏事務組合建設  
 工事等指名業者選定審査会委員長 ㊟

香取広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定審査会要綱第4条第2項の規定による一般競争入札参加資格の確認を行ったので通知します。

一般競争入札参加資格確認書

事務局長又は消防長		㊟		資 格 要 件					
審 査 会 日		年 月 日		(1) 経営事項審査の総合評定値が〇〇〇〇一式 点以上である者 (2) 県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者 (3) 当該工事に技術者を専任で配置できる者 (4) 当該工事と同種工事の施工実績がある者					
工 事 簡 所									
工 事 名									
設 計 金 額		円							
工 種									
工 期		年 月 日まで							
公 告 日		年 月 日							
受付番号	商号又は名称 (本店又は営業所 所在地市町村名)	経営 事項 審査 総合 評定 値	同種 工事 の実 績の 状況	技術 者専 任配 置の 状況	入札 保証 金の 徴収 有無	事務 局長 又は 消防 長評 価	担当 課長 又は 担当 次長 評価	否 と す る 場 合 の 意 見	審 査 会 評 価
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								
	( )								